

相 談 事 例

ID : 04-05-006

相談タイトル

筆界特定制度について

Q : ご相談内容

以前購入した山林について、隣地所有者から筆界特定制度に基づく境界特定
の申し立てがあり、国調の結果で筆界を認定することを告げられました。今
後どのように対応したら良いのでしょうか。

A : 回答

筆界特定制度とは、法務局の登記官による土地の境界位置を現地で特定する
ものです。筆界は公権的に認定されるので、たとえ裁判になったとしても国
調の結果が尊重される可能性が高いと思います。しかし筆界の問題と所有権
については別問題となり、現在所有している部分までの所有権の主張（時効
取得）を裁判により争うことはできるかと思います。